



～ 荷主の皆様へ ～

自社構内での荷役作業の安全確保にご協力ください！

山梨労働局

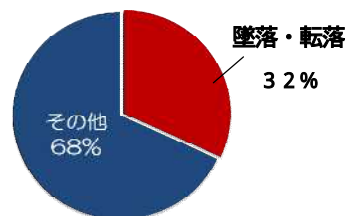
陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における休業4日以上死傷災害発生は、全産業の1割強を占め、そのうち、7割が荷役作業時に発生しており、さらにそのうち「墜落・転落」災害が3割強と最も多くなっています。こうした状況を踏まえると、陸運業の荷役作業時における労働災害を大幅に減少させることが課題となっています。

また、この陸運業における荷役作業時の労働災害の多くは、荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場構内で発生し、これらの労働災害は荷主等が提供する荷の積卸しに係る作業環境に影響されており、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）による安全衛生対策のみでは十分な効果が上がりにくい状況にあります。

このため、陸運業の労働災害防止対策においては、陸運事業者のみならず、荷主等が積極的に関与することにより、自主的な安全衛生活動の一層の推進を図るとともに、関係団体及び行政が一体となって対策を推進していく必要があります。



荷役作業の事故の型別災害の割合(全国)



資料：厚生労働省「労働災害原因要素の分析」
(平成21年陸運業：休業4日以上死傷者数総数 13,338人)



荷役作業での安全確保のための荷主の確認事項

- 1 労働災害防止のため陸運事業者と協議する場を設置し、双方の連絡調整が十分に行える体制を整備しましょう。
- 2 荷役作業の有無、内容、役割分担等について、「安全作業連絡書」(裏面参照)を作成し、事前に運送業者へ通知しましょう。
- 3 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策(リスクアセスメントに基づく作業手順及び墜落防止対策のための安全設備)を講じましょう。
- 4 自社の労働者と他社の労働者が混在して作業する場合の安全対策(作業間の連絡調整、墜落時保護用の保護帽着用、フォークリフトの用途外使用の禁止等)を講じましょう。
- 5 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合は、資格や特定自主検査状況等を確認し、安全性の確認を確実にを行うことに留意しましょう。

詳しくは厚生労働省ホームページのリーフレット（自社構内での荷役作業の安全確保にご協力ください）をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/ninusi.pdf>

